

## 別記1及び別記2

### 板妻南工業団地自主基準

御殿場市が計画し、開発を行う板妻南工業団地に関して、当該計画地に建設する建築物等について、周辺環境への配慮や所期の事業効果を確保するため、これまでの協議経緯も踏まえ、以下の自主基準を設定する。

#### 自主基準内容

##### 1. 「敷地」に関する基準

路面雨水排水勾配の確保など敷地の適正使用に伴う理由以外の大規模な地盤高の変更は原則禁止とする。

##### 2. 「位置」に関する基準

建築物の外壁面は、敷地面積に応じた緩衝帯幅（別表1）以上を離すものとする。

（別表1）

敷地面積	緩衝帯幅
0.5ha 未満	2.0m 以上
0.5ha 以上 1ha 未満	3.0m 以上
1ha 以上 1.5ha 未満	4.0m 以上
1.5ha 以上 5.0ha 未満	5.0m 以上

（緩衝帯幅の緩和の基準については都市計画法施行令第28条の3のただし書きに準ずる）

##### 3. 「用途」に関する基準

建築物の用途は、物流施設（自家用倉庫及び倉庫業を営む倉庫を含む）、工場、研究施設等を原則とする。ただし、これらの建築物を維持・運営するために必要となる事務所、福利厚生施設、貯蔵庫、駐車場などの建築物や工作物も含み、これらの用途が一の建築物に併存することも可とする。

なお、工場用途については、その製造過程等から周囲に著しく影響を与える工場は認めない。

##### 4. 「形態」に関する基準

建築物の最高の高さは、30mを超えないものとする。

建蔽率は60%以下とする。

容積率は200%以下とする。

##### 5. 「排水」に関する基準（区画別）

施工区域内総排水量	BOD (最大 ppm)	SS (最大 ppm)	油分(最大) 動植物性(ppm)	油分(最大) 鉱物性(ppm)
100 m <sup>3</sup> 未満	20	40	5	3
100 m <sup>3</sup> ～300 m <sup>3</sup> 未満	15	30	5	3
300 m <sup>3</sup> ～500 m <sup>3</sup> 未満	10	20	5	3
500 m <sup>3</sup> 以上	別途協議			

##### 6. 「騒音・振動・大気汚染・悪臭」に関する基準

各関係法令及び静岡県生活環境の保全等に関する条例によるものとする。